

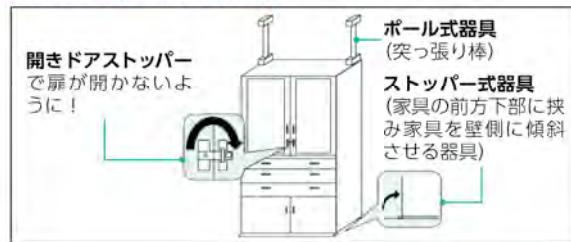


家具等転倒防止器具取付け等サービス

高齢者世帯・障害者世帯を対象とした「家具等転倒防止器具取付け等サービス」を実施します。

器具の説明が記載されているチラシを高齢者支援課・障害福祉課で配布しています。詳細は、下表をご覧ください。

家具転倒防止器具等の例



□サービスの詳細

	高齢者世帯	障害者世帯
対象世帯	65歳以上の方のみの世帯(老人福祉施設などに入居している方は除く)	身体障害者手帳4級以上または愛の手帳4度以上をお持ちの方のみの世帯
世帯数	150世帯(申込多数の場合は抽選)	5世帯(申込多数の場合は抽選)
器具数量	1世帯につき器具料金上限額(4,000円(消費税含む))以内で5点まで。	
申請期間	9月17日(火)~10月11日(金)(土・日曜日および祝日を除く) ※1世帯につき1回限り。過去に給付を受けた世帯は申請できません。 ※代理人の方が申請する場合は、委任状が必要です。	
申請書配付・受付	高齢者支援課(田無庁舎1階・保谷保健福祉総合センター1階)	障害福祉課(田無庁舎1階・保谷庁舎1階)
問い合わせ先	高齢者支援課(042-438-4028)	障害福祉課(042-438-4034)

市内公共施設18施設で PPS(特定規模電気事業者)から電力供給

市では、公共施設における電気料金の削減を目的として、昨年10月よりPPSからの電力供給を開始した市内公立小・中学校28校に引き続き、ほかの公共施設についても電力需給契約の見直しを実施しました。10月1日(火)から1年間、市内公共施設で高圧受電

設備を有する34施設のうち、経費削減効果が見込まれる18施設について、東京電力㈱からPPSに電力供給を切り替えることとしました。これにより、18施設において1年間で約280万円(△3.7%)の削減が見込まれます。

◆管財課(042-438-4001)

PPS(特定規模電気事業者)導入施設

①西原総合教育施設	⑥柳沢公民館・図書館	⑬ふれあいセンター
②ひばりが丘児童センター・そよかぜ保育園	⑦ひばりが丘福祉会館	⑭市役所田無庁舎
③向台学童クラブ	⑧新町福祉会館	⑮イングビル
④中央図書館・田無公民館	⑨田無総合福祉センター	⑯中町分庁舎
⑤芝久保公民館・図書館	⑩コール田無	⑰西東京いこいの森公園
	⑪西東京市民会館	⑱消費者センター
	⑫東伏見コミュニティセンター	

「西東京市地域防災計画平成25年修正」の概要

◆危機管理室(042-438-4010)

市では、東日本大震災および近年の災害で得られた教訓や、東京都地域防災計画などの上位計画の見直しを踏まえ、市の防災行政の基本である「西東京市地域防災計画」の見直しを実施しました。

修正にあたっては、昨年、東京都が公表した新たな被害想定をもとに、本年2月に行った「パブリックコメント」を通じていただいた市民の皆さんのご意見を反映しています。

首都直下地震などによる東京の被害想定

被災項目	地震のタイプ	多摩直下地震(首都直下地震)	東京湾北部地震(首都直下地震)	立川断層帯地震(活断層地震)	元禄型関東地震(海溝型地震)
市内最大震度	震度6強	震度6弱	震度6強	震度6弱	
人的被害	死 者	60人	26人	32人	17人
	負傷者	1,366人	890人	963人	643人
建物被害	全 壊	831棟	338棟	428棟	211棟
	半 壊	3,711棟	2,808棟	2,919棟	2,076棟
	焼 失	666棟	394棟	405棟	373棟
避難人口	41,099人	22,862人	26,451人	28,301人	
避難人口のうち、避難施設生活者数	26,714人	14,860人	17,193人	18,396人	
帰宅困難者数	31,227人	31,227人	31,227人	31,227人	

◆被害想定と計画の方針

本計画は、平成24年4月に東京都が公表した「首都直下地震などによる東京の被害想定(下表参照)」のうち、市の被害が最も大きいと想定される「多摩直下地震マグニチュード7.3」のケースを基本としています。また、東日本大震災や近年の災害で得られた教訓、市民や関係機関などの意見を反映したほか、女性の参画、災害弱者に配慮した防災対策を推進していきます。

◆西東京市地域防災計画平成25年修正の主な概要

□自助・共助の取組推進

市民と地域の防災力向上として、震災対策における市民の役割と備え(自助)について取り組むべきことを記載しました。また、市民相互の顔の見える関係を構築し、平時からお互いに声を掛け合い、連携・協力できる地域づくりを促進し、地域のつながりから市民防災力の向上(共助)を図る取り組みを推進します。

□応急対応力の強化

東日本大震災の発生時の対応を踏まえ、市の災害対応について見直し、災害活動体制の強化を図りました。

□医療救護対策

災害時に迅速な医療救護活動を行うため、国や東京都と連携した態勢を構築します。

□避難者対策

①一時避難場所を「避難広場」、避難所を「避難施設」、二次避難所を「福祉避難施設」と表現し、どのような場所かをイメージできるよう、わかりやすい名称に変更しました。②女性・乳児・高齢者などのさまざまな避難者を想定し、避難施設

での生活で配慮すべき事項や、必要な物資の調達などを推進します。③災害時のペット対策における飼い主の責務を周知します。

□帰宅困難者対策

帰宅困難者を収容するための一時滞在施設を確保するほか、関係機関と協力して帰宅支援に必要な措置を行います。

□放射性物質対策

国、都、防災関係機関などとの連絡体制を確保し、市民に正確な情報提供を行います。

□生活の再建

①被災建物の応急危険度判定、仮設住宅の確保などを推進します。②都市の復興と市民生活の再建を進める体制の整備を図ります。③児童生徒などの安否確認について、電話不通時の保護者との連絡手段などを確保します。また、引き渡しについては時間がかかる場合でも、保護者と連絡が取れるまで、各施設に留め置くこととします。

*「西東京市地域防災計画平成25年修正」については、情報公開コーナー(両庁舎1階)、市HPでもご覧ることができます。

秋の全国交通安全運動

9月21日(土)~30日(月)



秋の全国交通安全運動が9月21日(土)~30日(月)の10日間実施されます。

この運動は、交通安全運動をきっかけに、市民一人一人が交通安全に関心を持ち、交通ルールの順守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路環境の改善に向けた取り組みに参加するなど、皆さんの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的としています。

◆運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

◆運動の重点

①夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止(特に、反射材用品などの着用の推進および自転車前照灯の点灯の徹底) ②全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ③飲酒運転の根絶 ④二輪車の交通事故防止

◆自転車安全利用5原則

①自転車は、車道が原則、歩道は例外 ②車道は左側を通行 ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 ④安全ルールを守る(飲酒運転・二人乗り・並進の禁止/夜間はライトを点灯/交差点での信号順守と一時停止・安全確認) ⑤子どもはヘルメットを着用

◆こんな運転もルール違反です

◇自転車運転中のイヤホン・ヘッドホンの使用

◆自転車が歩道を通行できるのは?

◇歩道通行可の標識がある場合

◇運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方

◇車道または交通状況からみてやむを得ない場合(ただし、歩道は歩行者優先)

◆自転車も交通事故を起こせば刑事上、民事上の責任が問われます。

自転車には、自動車のような事故を起こした時に被害者に対する自賠責保険のような強制保険がありません。事

交通安全のつどい

高齢者の方の交通事故防止を目的として交通安全教室・イベントを開催します。

時 9月26日(木)午後1時から

場 西東京市民会館

申 当日、直接会場へ

問 田無警察署

(042-467-0110)

◆道路管理課

(042-438-4055)